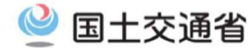


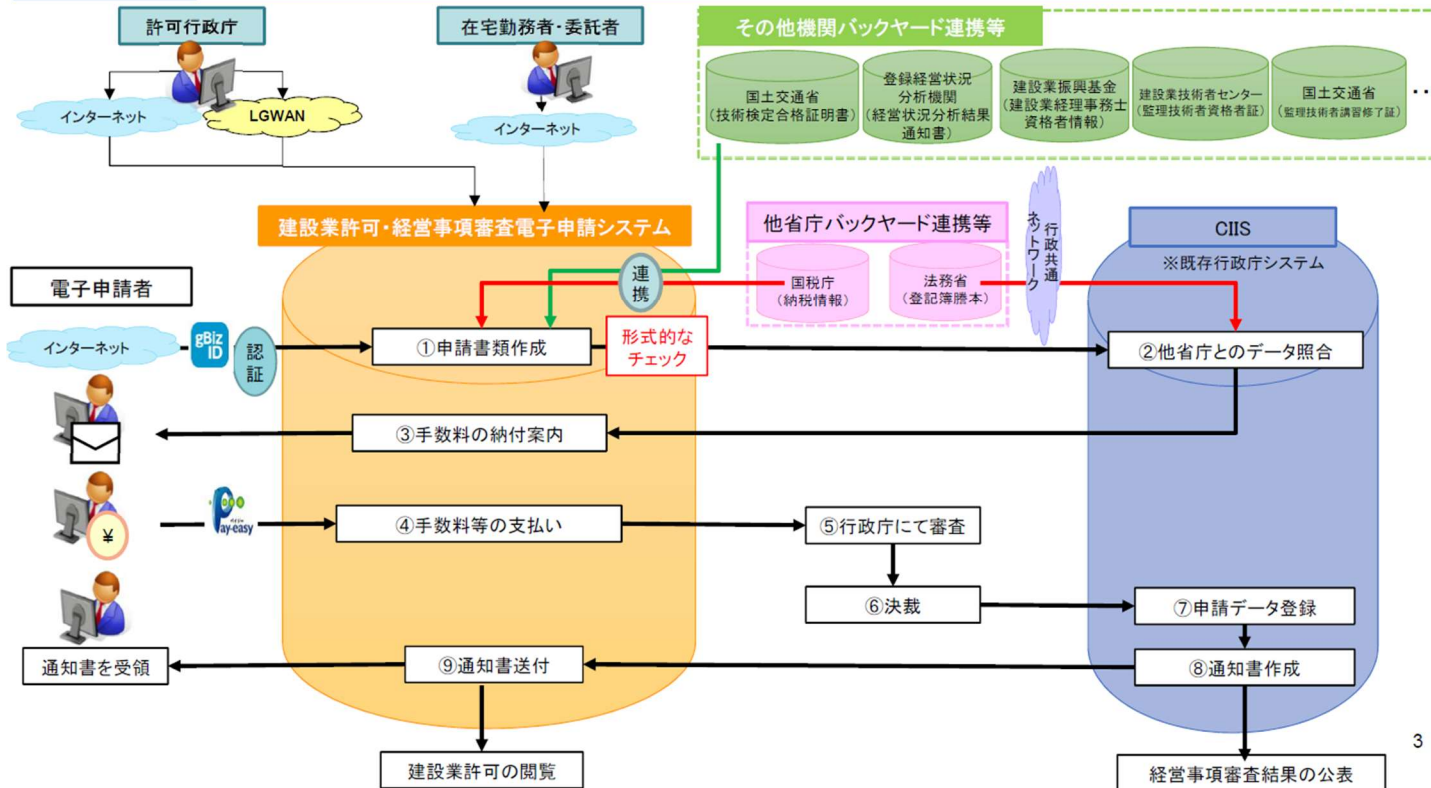
JCIP（建設業許可・経営事項審査電子申請システム）の概要

建設業許可・経営事項電子申請システムの概要



電子申請の導入目的

- 建設業の働き方改革推進の一環として、申請者・許可行政庁の事務負担を軽減し、生産性の向上を図る。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境を整備する。



JCIPについて

- ・ 令和5年1月よりシステム稼働
- ・ 大阪府と福岡県を除く行政庁にて利用可能 (<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO000001>)

電子化以前

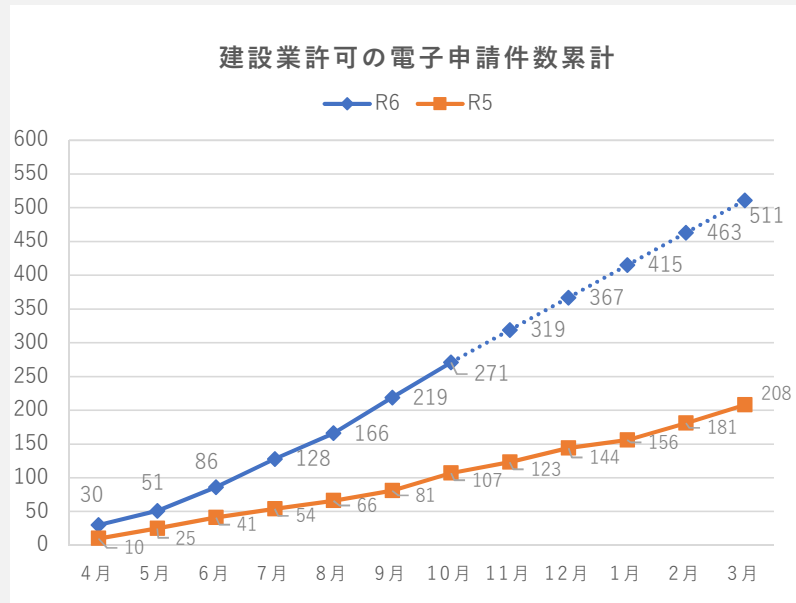
- ・ 申請については基本的に書類での受付のみ
- ・ 申請者の来庁が必要
- ・ 許可行政庁の開庁時間のみ受付が可能

電子化以後

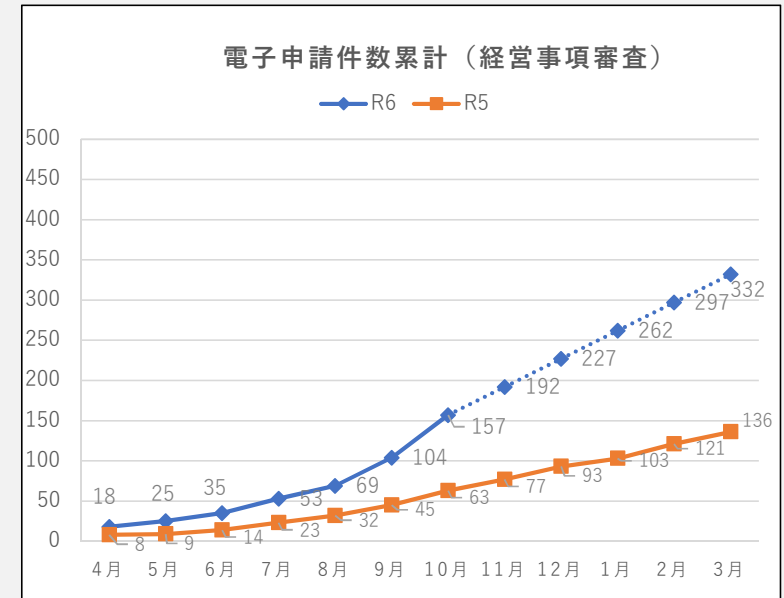
- ・ システム上で記入事項の入力、添付資料のデータ提出で受付可能
- ・ 申請者の来庁は不要
- ・ システム稼働時間は受付可能

埼玉県におけるJCIP申請数

《建設業許可》



《経営事項審査》



POINT

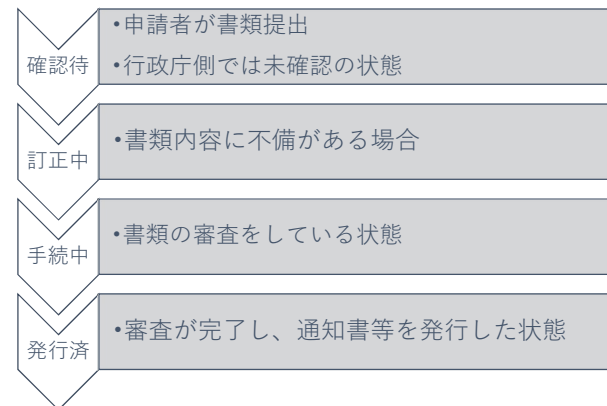
- ・ 建設業許可・経営事項審査ともに10月末時点で昨年度の全体の申請数を上回っている
- ・ 令和5年1月のシステム稼働以降、利用件数は増加傾向にある
- ・ 県も手続きのオンライン化を推奨しており、JCIPの利用を今後も推進

JCIP利用のメリット

○来庁が不要

- ・システム稼働時間内であれば、いつでも申請可能
- ・修正事項のやり取りや手数料納付もシステム内で完結
- ・建設業許可申請書類の審査完了後は「建設業許可電子閲覧システム※」にて対象書類の閲覧が可能
(※ <https://prodinternet.jcip.mlit.go.jp/Client/>)

○申請受付状況がシステム上で確認可能



※申請の場合の
受付状況の一例

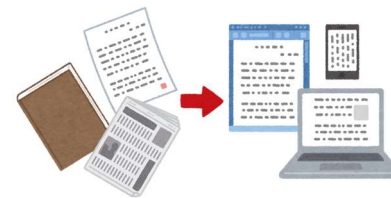
○自動エラーチェック機能による入力ミス防止

- ・入力項目のエラーチェック機能で
入力ミスを防止し、手戻りが少なくなる。
- ・財務関係の様式作成にあたり自動計算が
なされ、事務負担の軽減につながる。



○紙申請書や添付資料の原本提示が不要

- ・窓口の場合、申請書を紙媒体で準備する必要があるが
電子申請の場合、システム入力等で申請可能
- ・窓口申請において原本提示を求める証明書や資料などが
データの添付で代用可能※
(※行政庁により取扱いが異なります)



JCIP利用に係る留意点



**建設業許可・経営事項審査は
会社や自宅のパソコンから!**

いつでも申請 簡単 便利

ジェイシップ
JCIP
建設業許可・
経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。
(令和6年4月現在)

会社や自宅から申請
インターネットで申請・届出書類の
作成から提出まで完結されるので、
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。

申請書類作成時間の短縮
外部のアプリケーション等で作成した
データ(XMLデータ)が取り込めます。
また、前回作成データを利用することができ、
書類作成の時間を大幅に削減できます。

業務効率化

手戻り防止
エラーチェックや自動計算により
作成誤りがなくなり、
手戻りを防止できます。

確認書類の取得や添付が不要
登記事項証明書や納税情報書類等の
確認書類の取得や添付が不要になります。
また、印紙の用意も不要になります。
(※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。)



※国土交通省 広報資料

○GビズIDの取得が必要

- ・JCIPで申請をするにあたり、GビズID※が必要となる
- ・代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要

※GビズID…デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム
一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログイン可能

○手数料の納付について

- ・手数料の納付にはインターネットバンキング対応口座が必要
- ・証紙・現金による納付は非対応

○利用環境について

- ・スマートフォンからの利用不可
- ・利用に際して以下のソフトウェアが必要
 - ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome
 - PDF閲覧用ソフト：Adobe Acrobat Reader 等

○対象手続について

- ・電子申請システムにおいて手続きができるのは、建設業許可申請書、変更届（事業年度終了報告書を含む）、廃業届の提出
- ・許可の承継に係る認可申請は非対応

手数料キャッシュレス決済について

○窓口

《クレジットカード》

- ・ VISA
- ・ Mastercard
- ・ JCB
- ・ American Express
- ・ Diners Club

(～R6.10追加)

《電子マネー》

- ・ nanaco
- ・ WAON
- ・ Edy
- ・ 交通系電子マネー(一部利用不可)

《コード決済》(～R6.10追加)

- ・ Pay Pay
- ・ au Pay
- ・ 楽天Pay
- ・ d払い

○電子申請（埼玉県電子申請・届出サービス）

《クレジットカード》

- ・ VISA
- ・ Mastercard
- ・ JCB
- ・ American Express
- ・ Diners Club

《コード決済》

- ・ Pay Pay
- ・ au Pay
- ・ d払い

《ペイジー》

※ペイジーに対応している
埼玉県指定金融機関等のイン
ターネットバンキングや
ATMでの納付が可能

※JCIP利用の際の手数料納付方法はペイジーのみ

キャッシュレス決済で暮らしをもっと快適に

埼玉県では県の窓口での
支払手続に
キャッシュレス決済を
推進しています！



\\ キャッシュレス決済の方法は2種類 //

① 窓口でのキャッシュレス決済

クレジットカード・デビットカード

Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club

交通系電子マネー
Kitaca, Suica, PASMO, TOICA, manaca/マナカ, ICoca, SUGOCA, nimoca, はやかけん (※PiTaPaはご利用できません)

電子マネー
nanaco, WAON, 楽天Edy

コード決済 (スマートフォン)
PayPay, au PAY, 楽天Pay, d払い

ペイジー
PayPay, au PAY, d払い

クレジットカード
(Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club)

コード決済 (スマートフォン)
(PayPay, au PAY, d払い)

ペイジー
PayPay, au PAY, d払い

※ペイジー専用を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングの手続きを完了し、お申し込みの入金先としてご指定ください

すばやく支払



自宅で支払



彩の国 埼玉県 お問い合わせ 埼玉県出納総務課 TEL : 048-830-5739 MAIL : a5710-14@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県出納総務課 広報資料

経営事項審査 手数料の納付方法について

埼玉県収入証紙の利用は、令和6年3月末日をもって終了しました。

それに伴い、経営事項審査では下記の方法で手数料をお支払いいただくことになっています。

電子申請・届出サービス

【支払い方法】

- ・クレジットカード
- ・コード決済
- ・ペイジー

窓口でのキャッシュレス決済

【支払い方法】

- ・クレジットカード
- ・電子マネー
- ・交通系電子マネー
- ・コード決済

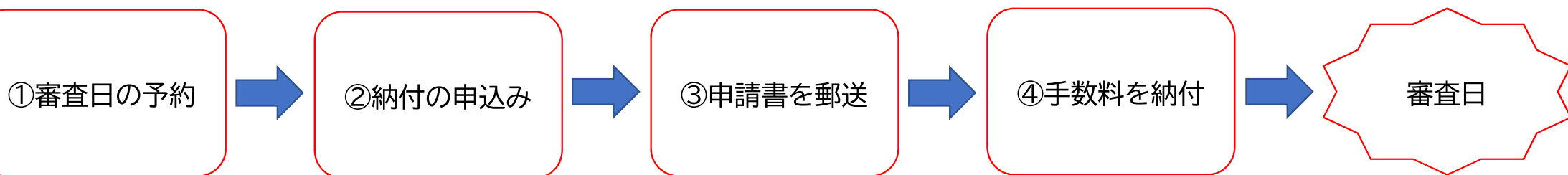
納付書による納付

【支払い方法】

- ・現金

電子申請・届出サービス（推奨）

- ①「スマート予約システム」で審査日の予約を取る
- ②「電子申請・届出サービス」で納付の申込みをする。
- ③申請書一式を審査予約日の1週間前までに埼玉県庁建設管理課審査・指導監督担当宛に郵送する。
- ④県から納付を知らせるメールが届いたら（予約日の2～3日前）、手数料を納付する。

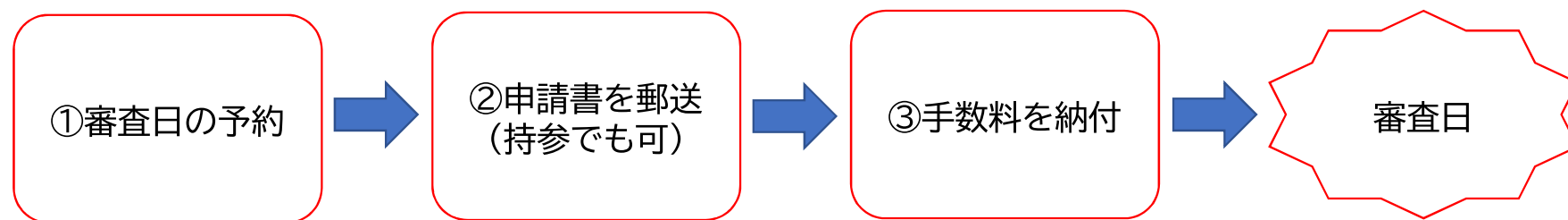


☆予約日が変更になる場合は、「スマート予約システム」で変更後、お電話で変更後の日時をお知らせください。
連絡先048-830-5183

窓口でのキャッシュレス決済

- ①「スマート予約システム」で審査日の予約を取る
- ②申請書一式を審査予定日までに埼玉県庁建設管理課審査・指導監督担当宛に郵送する。(持参も可)
- ③建設管理課の窓口で手数料を納付する。
「窓口キャッシュレス決済県控え貼付用紙」に必要事項をご記入のうえ、窓口にお持ちください。

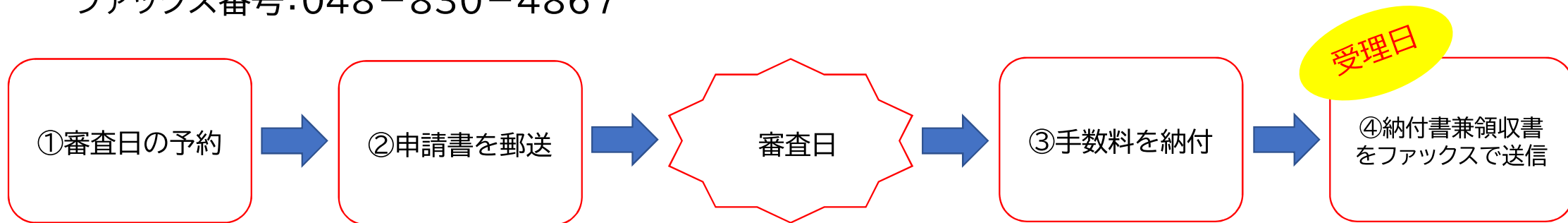
受付時間 午前: 9:00~11:15
午後:13:00~16:00



☆令和6年10月1日から利用可能な決済ブランドが拡大しました。詳しくは、[埼玉県庁ホームページ](#)をご確認ください。

納付書による納付

- ①「スマート予約システム」で審査日の予約を取る
- ②申請書一式を審査予約日までに埼玉県庁建設管理課審査・指導監督担当宛に郵送する。
- ③納付書を最寄りの金融機関に持参して、手数料を納付する。(納付書は審査日に県から送付します。)
- ④納付後、「納付書兼領収書」控えを建設管理課までファックスで送信する。
ファックス番号:048-830-4867



☆他の納付方法と比べて受理するまでに時間がかかりますので、なるべく電子申請・届出サービスなどをご利用ください。